

公益財団法人高知県スポーツ振興財団役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人高知県スポーツ振興財団の定款第16条第3項及び第32条第2項の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報 酬 等)

第2条 この法人の役員等には、その勤務形態に応じ、次の報酬等を支給する。

(1) 常勤役員

報酬、期末手当

(2) 非常勤の役員等

報酬

2 高知県及びその他の地方公共団体から派遣された役員の報酬等については、財団と派遣元との間において締結する職員派遣の取扱いに関する協定書及び派遣元の給与条例等に定めるところにより支給する。

(報酬等の支払方法)

第3条 役員等の報酬等は、法令に基づき役員等の報酬等から控除すべき金額がある場合には、その役員等に支払うべき報酬等の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 役員等の報酬等は、本人申請に基づく銀行口座に振り込みにより支払うことができる。

(報酬等の支給日)

第4条 常勤役員の報酬は、その月の月額的全額を毎月16日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、この法人の給与規程（以下「給与規程」という。）の規定に準じて支給する。

2 常勤役員の期末手当は、次条第1項の規定により決定した額を、給与規程の規定に準じて支給する。

3 公認会計士又は税理士を業とする監事の報酬は、毎年度6月末までに総額を支給する。

(報酬等の決定基準)

第5条 常勤理事の報酬等は、評議員会の決議によって定められた総額（別表）の範囲内において、その職務、資格等を勘案して、理事会で決定するものとする。

2 公認会計士又は税理士を業とする監事の報酬は、評議員会の決議によって定められた総額（別表）の範囲内において、その職務、資格等を勘案して、評議員会で決

定するものとする。

(通勤手当)

第6条 第2条に定める報酬のほか、常勤役員には通勤手当を支給することができる。

支給する場合は、給与規程に規定する通勤手当の支給要件に該当する場合とする。

2 通勤手当の月額、給与規程に規定する額とする。

3 前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、給与規程の適用を受ける者の例に準ずるものとする。

(費用弁償)

第7条 役員等がこの法人の職務のために費用を要した場合には、その者に対しその費用を支給する。

2 前項の費用が旅費である場合、支給額は、この法人の旅費規程に定めるところによる。

(日割計算)

第8条 新たに常勤役員になった者には、その日から報酬(通勤手当を除く。以下この条において同じ。)を支給する。

2 常勤役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。

3 常勤役員が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により報酬を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第9条 この規程により計算した金額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(公表)

第10条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第11条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年6月1日から施行する。

この規程は、平成27年6月5日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表（役員等の報酬等の額）

役 職 名	報 酬 額 (限 度 額)	左に対応する報酬月額及び期末手当
常勤理事	高知県職員の給与に関する条例の行政職給料表 6 級の再任用職員が受ける給与を上回らない額	報酬月額 323 千円 期末手当 6 月期 1.40 ヶ月分、12 月期 1.55 ヶ月分。 ただし、4 割の範囲で増額できる。
公認会計士又は 税理士を業とする 監事	年額 300 千円	
上記以外の役員 等	1 回当たり 5 千円	